2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月30日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年７月20日まで
5　決議権不統一行使の通知期限　平成24年７月13日
平成24年６月12日　松山地方裁判所西条支部

再生計画認可

平成２３年（再）第１５号
大阪市生野区巽南２丁目３番18号
再生債務者　ダイユー食品株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第６号
新潟市中央区白山浦１丁目618番地
再生債務者　株式会社カクサン
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生計画は遂行された。
平成24年６月14日　　新潟地方裁判所民事部

平成２０年（再）第９号
京都府福知山市和久市町232番地、前住所京都府福知山市長田野町２丁目66番地の２
再生債務者　株式会社衣川鉄工所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月14日
京都地方裁判所第５民事部

再生計画変更

平成２１年（再）第２号
長野県松本市大字笹賀3039番地
再生債務者　笹賀管理株式会社
1　主文　本件変更計画案(平成24年６月11日付)のとおりに再生計画を変更する。
2　理由の要旨　本件変更計画案（平成24年６月11日付）は、再生債権者に不利な影響を及ぼすものと認められず、民事再生法187条１項所定の「やむを得ない事由」が認められる。
平成24年６月13日　　長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３３号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目50番地２
再生債務者　稲見　忠幸
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年７月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第３４号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目50番地２
再生債務者　稲見　幸代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年７月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第７７号
埼玉県鴻巣市すみれ野８番地　804号室ベルドゥムール北鴻巣
再生債務者　太田　利幸
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５号
千葉県佐倉市鏑木町1189番地３
再生債務者　渡辺　文男
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２２号
千葉県印西市滝野３丁目５番３号棟501
再生債務者　小川　真志
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２３号
千葉県印西市滝野３丁目５番３号棟501
再生債務者　小川　茂子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第２８号
愛知県みよし市三好町油田24番地　Ｔステージ三好公園206号
再生債務者　岡田　高明
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月13日から平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第１３号
千葉県佐倉市八幡台２丁目９番15号
再生債務者　柏熊　　忠
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第１２号
長野県上田市真田町本原101番地41
再生債務者　田中千絵子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年７月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（再イ）第１４号
岐阜市東改田字再勝102番地１
再生債務者　斎藤　裕明
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（再イ）第６号
岐阜県多治見市滝呂町11丁目47番地
再生債務者　柴田　耕盛
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年８月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（再イ）第１０号
愛知県豊橋市富士見台１丁目15番地２　1116
再生債務者　中谷　常也
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部